

# 高速船甌島活用イベント補助金

薩摩川内市では、高速船甌島を活用したイベントで甌島の周知や交流人口の増加に資するものイベントに対して補助金制度があります。

## 補助事業の要件

・補助金の対象となる事業計画書の内容が、高速船甌島を活用したイベントで甌島の周知や交流人口の増加に資するものであること。

※ただし、次に掲げる事業は、補助の対象となりません。

- (1) 宗教活動等若しくは政治活動や暴力団活動等に該当する事業
- (2) 国又は地方公共団体との共催による事業
- (3) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- (4) 事業の実施による主たる効果が、市外で生じる事業
- (5) 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定される事業
- (6) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業。

## 補助金の額

・補助金の額は、1件あたり30万円を上限とします。

## 補助金の対象となる経費

補助金の対象となる経費は次のとおりです。

- (1) 高速船使用料
- (2) 印刷製本費
- (3) その他、高速船甌島活用イベントの開催に当たり必要と認められる経費

## 申請に必要な書類

- ・補助金の交付の申請は、事業開始の30日前までにおこなってください。
1. 高速船活用イベント補助金等交付申請書。
  2. 当該年度の事業計画書。
  3. 当該年度の収支計画書。

## 事業完了後に必要な書類

- ・当該年度の事業完了後は、以下の書類を提出してください。
- 1. イベント参加者集計表などの実績を確認できる書類。
- 2. ポスター、チラシ等の各種イベント開催PR資料の現物。

## 補助金の返還

- ・次のいずれかに該当する場合には、補助金を返納し精算が発生します。
- 1. 災害、事故等により活動が実施できなかったとき。
- 2. 補助対象経費以外の経費に支出したとき。

## お問合せ

薩摩川内市役所観光・シティセールス課  
観光おもてなしグループ  
電話 0996-23-5111（内線：4382、4384）